

茨城県報

第6683号

昭和53年11月16日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

●有害図書の指定(青少年婦人課).....	1
●新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課).....	2
●土地改良区の解散(〃).....	3
●道路の区域変更(道路維持課).....	3
●道路の供用開始(〃).....	4
●都市計画事業の認可(都市施設課).....	4
●木材業者等の登録(県北地方総合事務所).....	4

公 告

●特定第2号漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための 発起の届出(4件)(漁政課).....	5
●土地立ち入り測量(用地課).....	6

正 誤

●昭和53年10月9日付茨城県報第6672号中.....	7
●昭和53年10月5日付茨城県報第6671号中.....	7
●昭和53年9月28日付茨城県報第6669号中.....	7

告 示

茨城県告示第1333号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により、
青少年に有害な図書として、次のものを指定する。

昭和53年11月16日

		茨城県知事		竹 内 藤 男	
指定番号	誌 名	号	別	発 行 所 名	
382	MANGA YOUNG エロス	12	月 号	サ ン 出 版	
383	実 話 雑 誌	〃		東 京 三 世 社	
384	S S S (サンエス)	〃		明 文 社	
385	G & G (ギャンブル & ガールズ)	〃		セ ル フ 出 版	
386	CRANK-IN (クランク・イン)	〃		辰 巳 出 版	
387	漫 画 オ リ ン ピ ア	〃		〃	

388	劇 画 ス ペ シ ャ ル	"	ミ リ オ ン 出 版
389	漫 画 エ ロ チ カ	"	淡 路 書 房
390	漫 画 エ ロ ス	"	司 書 房
391	実 話 セ ク シ カ	"	"
392	告 白 デ ラ ッ ク ス	"	若 生 出 版
393	TANTAN (タンタン)	"	新 樹 書 房
394	PANG./ (パン)	"	光 彩 書 房
395	覗き同伴喫茶 (裏・同伴喫茶)		D O 企 画
396	連 続 強 姦 魔		"
397	スノツプ：スペシャルV	(S N - 12)	アイフル出版
398	恥乱の美容師 (ボディ・シャンプー)	(オ - 3)	アリス出版
399	アップル・マガジン	(A P - 12)	ア ッ プ ル 社
400	TANK (タンク)	(創刊第2号)	ギ ャ ル 出 版
401	濡 れ 場		S N D 企 画
402	秘性行動 (裏・ラブチャンス)		A P サ ー ビ ス
403	SEX BOOK SERIES (PETTIG)	V O L. 1	エド・プロダク ツ
404	ラブSEX (裏・愛欲の少女)		G I C 出 版
405	乱 交 パ ー テ イ		"

茨城県告示第1334号

小野川沿岸土地改良区が行なおうとする下根本地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第48条第 7 項において準用する、同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年11月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

小野川沿岸土地改良区定款の写し

下根本地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和53年11月25日から昭和53年12月 4 日まで

3 縦 覧 の 場 所 新利根村役場

茨城県告示第1335号

小野川沿岸土地改良区が行なおうとする南岸第五地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和53年11月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

小野川沿岸土地改良区定款の写し

南岸第五地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和53年11月25日から昭和53年12月14日まで

3 縦 覧 の 場 所 新利根村役場

茨城県告示第1336号

鹿島郡神栖町大字深芝2572番地に事務所を置く深芝土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第135条第1項の規定により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

昭和53年11月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和53年11月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年11月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道 路 の 種 類 県 道

2 路 線 名 土浦大洋線

3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡出島村大字深谷 字みの区3607—1番地から	旧	最大 メートル 17.00	メートル 170.00	
		最小 9.00		
新治郡出島村大字下大堤 字茅場734—1番地まで	新	最大 メートル 17.00	170.00	
		最小 9.00		
		最大 メートル 12.00	170.00	
		最小 7.00		

茨城県告示第1338号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和53年11月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和53年11月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 土浦大洋線
- 2 供用開始の区間
新治郡出島村大字深谷みの区3607―1番地から
新治郡出島村大字下大堤字茅場734―1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和53年11月16日

茨城県告示第1339号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和53年11月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 境 町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岩井・境都市計画道路事業
3.4.15 宮本町大歩線
- 3 事業施行期間 昭和53年11月16日から昭和58年3月31日まで
- 4 事業地 猿島郡境町字下ノ谷、字小川戸、字日枝及び字向地地内

茨城県告示第1340号

茨城県木材業者等登録条例(昭和36年茨城県条例第6号)第5条第1項の規定により次の者を木材業者等として登録した。

昭和53年11月16日

茨城県県北地方総合事務所長 橋 本 章

第1種業者登録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種	備 考
					所 在 地	名 称		
北 総 合 第323号	昭和 53.10.31	日立市旭町 2―10―7	佐藤 清次	佐藤林業日立	住所に同じ	前記に同じ	素材産業	

公 告

●特定第2号漁業者に対する共済契約の締結の申込み

についての同意を求めるための発起の届出

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により次の者から小型磯崎加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があつたので同条第3項の規定により公示する。

なお小型磯崎加入区の特定第2号漁業者調書を昭和53年11月16日から昭和53年11月19日まで磯崎漁業協同組合において縦覧する。

昭和53年11月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者

茨城県那珂湊市磯崎町4615—3

川 崎 誠

茨城県那珂湊市磯崎町4399—1

岡 部 市 太 郎

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により次の者から小型大洗加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があつたので同条第3項の規定により公示する。

なお小型大洗加入区の特定第2号漁業者調書を昭和53年11月16日から昭和53年11月19日まで大洗町漁業協同組合において縦覧する。

昭和53年11月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町5番地

小 沼 栄

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町20番地

小 林 勝 男

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町89番地

浅 野 伊 和

漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により次の者から小型那珂湊加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があつたので同条第3項の規定により公示する。

なお小型那珂湊加入区の特定第2号漁業者調書を昭和53年11月16日から昭和53年11月19日まで那珂湊漁業協同組合において縦覧する。

昭和53年11月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者

茨城県那珂湊市海門町1-14-23

鈴 木 守

茨城県那珂湊市東塚原636

大 和 田 忠 敬

茨城県那珂湊市富士の上163

雨 沢 鉄 男

漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により次の者から小型波崎加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があつたので同条第3項の規定により公示する。

なお小型波崎加入区の特定第2号漁業者調書を昭和53年11月16日から昭和53年11月19日まで波崎共栄漁業協同組合において縦覧する。

昭和53年11月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者

茨城県鹿島郡波崎町9445

海 老 栄 一

茨城県鹿島郡波崎町8463

森 山 徳 司

茨城県鹿島郡波崎町9432

態 野 武 雄

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和53年11月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一般国道124号道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
鹿島郡神栖町大字筒井字北境割, 字尾山及び字大沼後地内
" " 大字平泉字尾山, 字久保山, 字大山, 字要勺内, 字要五内, 字氏竜内, 字西セ
コ, 字中瀬古, 字内出, 字北セコ及び字長太郎内地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和53年11月16日から昭和53年12月15日まで

正 誤

昭和53年10月9日付茨城県報第6672号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
8	枠内 2	真壁郡関城町大字関本字 白倉2344番2 大字関本中 字南館内 342番4 大字関 本下字南館内50番8	真壁郡関城町大字関本下 字白倉2344番2 大字関本 中字南館内 342番4 大字 関本下字南館内50番8

昭和53年10月5日付茨城県報第6671号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
9	枠内 5	猿島郡三和町大字諸川 字諏訪宮313番1	猿島郡三和町大字諸川 字諏訪宮293番

昭和53年9月28日付茨城県報第6669号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
13	枠内 3	鹿島郡神栖町大字知手 字砂488番60から 同番69まで	鹿島郡神栖町大字知手 字砂488番60から 同番69まで

★ 県政の総覧 ―― 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1, 0 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所